

令和5年（2023年）5月2日

保護者の皆様へ

北海道札幌東商業高等学校長 澤田 信夫

5類感染症への移行後の学校における新型コロナウイルス感染症対策について（お知らせ）
新緑の候 保護者の皆様におかれましては、益々ご清栄のこととお喜び申し上げます。
また、日頃より本校の教育活動の推進にご理解、ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。
さて、この度、国の「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」
及び「学校で児童生徒等や教職員の新型コロナウイルスの感染が確認された場合の対応ガイドライン」
が改定されました。
これを踏まえ、北海道教育委員会より通知があり、本校においては、次のように対応いたします
ので、ご理解、ご協力を賜りますとともに、ご家庭におかれましてもご配慮いただきますよう
お願いいたします。

記

1 出席停止について

- (1) 新型コロナウイルス感染症への感染が確認された場合の出席停止期間は、「発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで」とします。感染の確認は、医療機関での診断が必要です。
- (2) 出席停止の解除後、発症から10日を経過するまでは、マスクの着用を推奨します。
- (3) 上記(1)の場合は、「新型コロナウイルス感染症による出席停止指示書」を提出してください。また、合理的な理由により、校長が判断した場合は、出席停止として扱われますので、「新型コロナウイルス感染症に係る出席停止願い」を提出してください。

2 濃厚接触者の取扱いについて

令和5年5月8日以降は、次のような場合であっても濃厚接触者としての特定は行いません。

- (1) 同居している家族が新型コロナウイルス感染症に感染した場合
- (2) 学校で新型コロナウイルス感染症の患者と接触があった生徒のうち、感染対策を行わずに飲食を共にした場合

3 感染症対策について

発熱や咽頭痛、咳等の普段と異なる症状がある場合は、無理をせずに自宅で休養するようご協力をお願いします。また、学校で発熱等の症状が見られる場合には、安全に帰宅させ、症状がなくなるまで自宅で休養するよう指導しますので、ご協力をお願いします。なお、この場合については、出席停止の扱いとなりませんので、ご注意ください。

4 その他

文部科学省が作成した「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル（2023.5.8～）」を本校のホームページに掲載しておりますのでご確認ください。

記

URL：http://www.sattosho.hokkaido-c.ed.jp/?page_id=362

QRコード



担当 副校長・教頭
TEL：011-891-2311